

■公益通報制度（内部通報）ってなに？

内部通報によって、不正行為などを早期発見、正しく直し、より透明で公平な事業運営を行うための制度です。

■誰でも内部通報できるの？

- ・ 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」）の役員・職員。
- ・ 機構と契約し、業務を行う事業者。（事業者の従業員を含みます。）
- ・ 上記の退職者

です。（**その他の方は通報できません。**）

■どんな内容を内部通報できるの？

機構の事務または事業に関する法令違反行為です。（機構の規程を含みます。）

（例） 通報の対象となる行為

- ・ 職員が、機構の物品を持ち帰っている。
- ・ 職員が、職務上知りえた個人情報悪用している。
- ・ 手当を不正に受けている。 など

（例） 次の行為は通報の対象から除かれています。

- ・ 対象となる行為が終了しており、かつその原因又は対象が存在しない場合
- ・ 対象となる行為の再現や是正が見込めないもの
- ・ 訴訟や和解など、紛争の解決に手続が開始されているもの
- ・ 対象となる行為の調査が実施、または調査が予定されているもの
- ・ 内容が具体的や客観的でなく、十分な調査を行うために必要な事実が示されていないもの
- ・ 過去に同一の通報者からの同一の趣旨の通報が行われているもの
- ・ 苦情、要望又は意見（公益通報以外による処理を図ることが適当と認められるものを含む。）

■どこに内部通報したらいいの？

公益通報相談員（弁護士法人 菊井法律事務所:TEL 079-286-8880）です。

■内部通報の方法は？

原則として、別添の文書（公益通報票）で所属と氏名を示して通報をしてください。

■内部通報についての相談先は？

公益通報相談員（弁護士法人 菊井法律事務所）です。電話、文書、面談等により相談することができます。

■内部通報後はどうなるの？

通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、必要なものには是正・再発防止を行います。

■内部通報をすると不利益な扱いはされないの？

不利益な扱いはありません。

別記様式（第3条関係）

公 益 通 報 票

通報者の区分 (退職者を含む)	<input type="checkbox"/> 役員・職員 <input type="checkbox"/> 契約関係に基づき機構の業務に従事している者等
通報者の 所属（勤務先）・氏名	
通報者の連絡先 希望する連絡方法	匿名の場合の説明・通知の希望 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
通報等の内容	①通報等対象者（所属（勤務先）及び氏名）： ②通報等の内容： （いつ） （どこで） （何が） 対象となる法令違反等 ③特記事項：
証拠書類等の用意（有（書面・その他（ ））・無（ ））	

※ この書面の提出方法：持参、郵送、搬送便、FAXのいずれか